

大通達甲（警）第3号
令和4年3月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

警務部施設装備課長
警備部機動隊長 殿
警察学校長

警察本部長

大分県警察本部工事成績評定要領の改正について（通達）

大分県警察本部が所掌する請負工事の成績評定については、「大分県警察本部工事成績評定要領の改正について」（令和2年7月3日付け大通達甲（警）第32号）に基づき実施しているところであるが、この度、様式の押印欄の廃止等に伴い、別添のとおり「大分県警察本部工事成績評定要領」を改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（施設装備課営繕・施設係）

別添

大分県警察本部工事成績評定要領

第1 目的

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条の規定に基づき、大分県警察本部が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ適正な評定の実施を図り、もって公共建築工事の品質確保の推進を図ることを目的とする。

第2 評定の対象

評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える国費支弁の請負工事とする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で支出負担行為担当官が必要のないと認められたものについては、評定を省略することができる。

第3 評定の内容

評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

第4 評定者

前記第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11の規定により工事の請負契約についての監督を行う者（以下「技術評価官」という。）及び検査を行う者（以下「技術検査官」という。）とする。

第5 評定の方法

評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとし、その方法は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 評定は、工事成績採点表（第1号様式）及び細目別評定点採点表（第2号様式）並びに別に定める考査項目別運用表及び施工プロセスチェックリストにより行うこと。
- (2) 評定結果は、工事成績評定表（第3号様式）に記録すること。
- (3) 請負契約により工事監理業務を実施している場合は、監理業務請負者との協議により評定を行うこと。

第6 評定の時期

評定は、技術検査官にあつては検査を実施したときに、技術評価官にあつては工事が完成（一部完成を含む。）したときに、それぞれ行うものとする。

第7 評定表等の提出

評定者は、工事が完成（一部完成を除く。）したときは、遅滞なく、支出負担行為担当官に工事成績評定表等を提出するものとする。

第8 評定の結果の通知

支出負担行為担当官は、評定者から工事成績評定表等の提出があつたときは、速やかに、その結果を工事成績評定通知書（第4号様式）により当該提出に係る工事の請負者に通知するものとする。

第9 評定の修正

- 1 支出負担行為担当官は、前記第8の規定による通知をした後、当該通知に係る評定を修正する必要があると認める場合は、これを修正すること。

- 2 支出負担行為担当官は、前記1の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該修正に係る工事の請負者に通知するものとする。

第10 説明請求等

- 1 前記第8又は第9の2の規定による通知を受けた請負者は、当該通知を受けた日から起算して10日（この期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日を含まない。後記第11の1において同じ。）以内に、書面により、当該通知を行った支出負担行為担当官に対して、評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 支出負担行為担当官は、前記1の規定により説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（第5号様式）により回答するものとする。
- 3 支出負担行為担当官は、前記2の規定による回答をする場合においては、大分県警察本部工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

第11 再説明請求等

- 1 前記第10の2の規定による回答を受けた請負者は、当該回答を受けた日から起算して10日以内に、書面により、当該回答を行った支出負担行為担当官に対して、再説明を求めることができる。
- 2 支出負担行為担当官は、前記1の規定により再説明を求められたときは、警察庁会計業務改善委員会の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（第6号様式）により回答するものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式

工 事 成 績 採 点 表

令和〇〇年〇月〇〇日作成
大分県警察本部

工事名		契約金額(最終)																																					
受注者名		工 期														～														完成年月日									
考 査 項 目		①技術評価官						②主任技術評価官						③技術検査官(既済・中間)						③技術検査官(既済・中間)						④技術検査官													
		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名		氏名																							
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5	-10																																	
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5	-10																																	
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10									+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		+5	-	+2.5	-	0	-7.5	-15		
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5	-10		+2.0	-	+1.0	-	0	-7.5	-15																									
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5	-10		+3.0	-	+1.5	-	0	-7.5	-15																									
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5																																	
3. 出来形及び出来栄	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5									+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20		
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		
	III 出来栄														+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-		+5	-	+2.5	-	0	-5	-		
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)																																						
5. 創意工夫	I 創意工夫(※3)				-	-																																	
6. 社会性等	I 地域へ貢献等(※4)						+10	+7.5	+5	+2.5	0	-	-																										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点						点						点						点																			
評 定 点 (※1)		① 点						② 点						③ 点						④ 点																			
評定点計(※5)		点 (①点×0.4+②点×0.2+④点×0.4) = 評定点計 点																																					
		※ 既済部分(中間)検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点(既済、中間が2回以上の場合は③を平均する。) ※ 既済部分(中間)検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点																																					
7. 法令遵守等(※6)		点		法令遵守等の該当事由																																			
評 定 点 合 計 (※7)		点 評定点計(点) - 7.法令遵守等(点) = 点 (1回完済分 0 点、2回完済分 0 点、完成分 0 点)																																					
所 見 (※8)		主任技術評価官																																					
		技術評価官																																					
		技術検査官																																					

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、技術評価官からの報告を受けて主任技術評価官が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便宜があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 既済部分(中間)検査があった場合：(①点×0.4+②点×0.2+③点×0.2+④点×0.2) = 点 ※ただし、③(既済・中間)が2回以上の場合は平均値
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は主任技術評価官又は技術検査官が完成検査時に行う。
- ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には評定結果の概要を記載する。
- ※9 各考査項目ごとの採点は、別に定める考査項目別運用表によるものとする。
(この様式の形式は参考とし、内容は実状に合わせて変更してもよいものとする。ただし、考査項目、a～e評価及び各配点、①～③の配点比率は必須事項とする。
なお、技術評価官を1名しか任命できない場合は、1名で技術評価官及び主任技術評価官の評定を行うものとする。)
(原則として、主任技術評価官は主に総合的なプロセス評価を行える者、技術評価官は詳細なプロセス評価を行える者、技術検査官は検査職員として評価を行える者を充てるものとする。)

細目別評定点採点表

項目	細別	①技術評価官	②主任技術評価官	③技術検査官（既済・中間）	③技術検査官（既済・中間）	④技術検査官（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	%
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	%
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13点	%
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	%
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	%
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	%
3. 出来形及び出来栄	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	%
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	%
	III. 出来栄			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	%
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点					
評定点合計							100点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評定点（既済・中間が2回以上の場合は③を平均する。）

※ 既済部分（中間）検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

支出負担行為担当官
大分県警察本部長
〇 〇 〇 〇

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。
疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。
なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 令和 〇年 〇月 〇日～令和 〇年 〇月 〇日
- 3 完成技術検査年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定
① 評定点 〇〇 点 項目別評定点は、別表のとおり
(修正評定点 〇〇 点 【評定点が修正された場合のみ】)
- 5 送付先
〒870-8502 大分市大手町3-1-1
大分県警察本部警務部施設装備課営繕・施設係
TEL 097-536-2131(内線2293)
- 6 手続等の問合せ先
〒870-8502 大分市大手町3-1-1
大分県警察本部警務部施設装備課営繕・施設係
TEL 097-536-2131(内線2293)

別表

項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来栄え	I. 出来形	／14.9点
	II. 品 質	／17.4点
	III. 出来栄え	／ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）		
評定点合計		／100.0点

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

支出負担行為担当官
大分県警察本部長
〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は警察庁会計業務改善委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

3 送付先

〒870-8502 大分市大手町3-1-1
大分県警察本部警務部施設装備課営繕・施設係
TEL 097-536-2131(内線2293)

4 手続等の問合せ先

〒870-8502 大分市大手町3-1-1
大分県警察本部警務部施設装備課営繕・施設係
TEL 097-536-2131(内線2293)

第6号様式

〇〇〇〇〇第〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

支出負担行為担当官
大分県警察本部長
〇 〇 〇 〇

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答